

四半期報告書

(第113期第3四半期)

自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日

富士フイルムホールディングス株式会社

第113期第3四半期（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成21年2月13日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
第113期第3四半期 四半期報告書	
【表 紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	4
第3 【設備の状況】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	32
3 【役員の状況】	32
第5 【経理の状況】	33
1 【四半期連結財務諸表】	34
2 【その他】	52
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	53
四半期レビュー報告書	

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第113期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 富士フイルムホールディングス株式会社

【英訳名】 FUJIFILM Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古森重隆

【本店の所在の場所】 東京都港区西麻布二丁目26番30号
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 03(6271)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部 副部長 河村利光

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番3号

【電話番号】 03(6271)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部 副部長 河村利光

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第113期 当第3四半期連結 累計期間	第113期 当第3四半期連結 会計期間	第112期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	1,904,161	565,675	2,846,828
税金等調整前四半期(当期)純利益(△損失) (百万円)	56,345	△25,392	199,342
四半期(当期)純利益(△損失) (百万円)	29,454	△15,928	104,431
純資産額 (百万円)	—	1,798,635	1,922,353
総資産額 (百万円)	—	2,943,464	3,266,384
1株当たり純資産額 (円)	—	3,681.12	3,811.19
1株当たり四半期(当期)純利益(△損失) (円)	58.64	△31.99	205.43
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益(△損失) (円)	56.04	△31.99	193.56
自己資本比率 (%)	—	61.1	58.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	119,706	—	298,110
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△99,766	—	△259,715
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△88,939	—	△72,308
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	—	239,926	330,926
従業員数 (人)	—	78,203	78,321

- (注) 1 当社の連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。
- 2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 3 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当社は、米国会計基準によって連結財務諸表を作成しており、「関係会社」については米国会計基準の定義に基づいて開示しております。第2「事業の状況」、第3「設備の状況」においても同様であります。

当社及び当社の連結子会社は、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々のクオリティ オブ ライフのさらなる向上に寄与します」との企業理念の下、イメージング ソリューション、インフォメーション ソリューション、ドキュメント ソリューションを提供し、社会とお客様に信頼されるグローバル企業を目指しております。

当第3四半期連結会計期間において、各事業部門に係る重要な事業内容の変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	78,203（7,498）
---------	---------------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	132
---------	-----

(注) 1 従業員は就業人員であります。

2 当社の従業員は、富士フイルム㈱及び富士ゼロックス㈱等からの出向者であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社。以下「当社グループ」と記述します。)の生産・販売品目は多種多様であり、同種の製品であっても、その容量・構造・形式等は必ずしも一様ではなく、また、受注生産形態は基本的にとっておらず、事業の種類別セグメント毎に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことは行っておりません。

販売の状況につきましては、「3 財政状態及び経営成績の分析」の記載に含めております。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

昨年の秋以降、米国大手証券会社の破綻をきっかけに金融危機が深刻度を増し、世界各国の金融市場や実体経済に大きな打撃を与えております。また、先行き不透明感に対する心理的な収縮も影響し、消費、投資、雇用、貿易などあらゆる分野の経済活動が、これまでにないスピードと激しさで悪化しており、欧米経済をはじめ日本も本格的な景気後退の局面に入りました。

当社グループにおいても、需要の減少や急激な円高など、経営環境はより厳しさを増しており、当第3四半期連結会計期間の売上高は、565,675百万円(前年同期比22.4%減)となりました。減収の主な要因は、急激な円高による影響、イメージングソリューション部門の売上が引き続き減少したこと、また第2四半期連結会計期間まで順調であったフラットパネルディスプレイ材料をはじめとしたインフォメーションソリューション部門、ドキュメントソリューション部門の売上高が、平成20年9月以降の世界的な景気後退による需要減の影響を受けて大きく減少したことです。

国内売上高は263,979百万円(前年同期比14.2%減)、海外売上高は301,696百万円(前年同期比28.5%減)となりました。売上の減少、為替円高影響を大きく受け、営業利益は、1,265百万円(前年同期比98.2%減)となり、税金等調整前四半期純損失は、25,392百万円(前年同期 税金等調整前四半期純利益70,704百万円)、四半期純損失は、15,928百万円(前年同期 四半期純利益39,222百万円)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

① イメージングソリューション部門

カラーペーパーは、主要国での拡販を進めたものの、価格競争の激化や、為替円高などにより、前年同期比で売上高は減少しました。フォトブックをはじめとした付加価値プリントの販売促進施策を引き続き強化していきます。

電子映像事業は、急激な為替円高に加え、伸長していたデジタルカメラの総需が日本や米国で減少に転じるなど市場環境の厳しさが増しており、競争激化による価格下落などにより、売上高が減少しました。部材コストの更なる低減やサプライチェーンマネジメントの徹底を推進するとともに、平成20年9月に発表した新開発の「Super CCD ハニカムEXR」などの独自技術を活かした商品の市場導入による拡販を推進していきます。

本部門の売上高は、カラーフィルムやカラーペーパーの需要の縮小、デジタルカメラの競争激化、及び為替円高などにより、105,179百万円(前年同期比30.8%減)となりました。同様に、厳しい事業環境の影響を受け、2,025百万円の営業損失(前年同期 営業利益5,943百万円)となりました。

② インフォメーション ソリューション部門

メディカルシステム・ライフサイエンス事業は、国内においては診療報酬改定の影響により、フィルム需要が減少、また、世界的な景気後退影響を受け、堅調であったFCR (Fuji Computed Radiography) の販売も減少するなど厳しい事業環境にありますが、医療機関のIT化が着実に進展する中、医用画像情報ネットワークシステム「SYNAPSE」の販売など、ネットワークシステム関連の売上が順調に増加しております。ネットワーク関連事業は、平成20年7月に中国医療ITシステムでトップシェアの北京天健源達科技有限公司を、また平成20年11月には米国の放射線情報システムメーカーであるEmpiric Systems, LLC社を子会社化するなど、事業の拡大を図っております。内視鏡製品は、競争激化による価格下落などの影響を受け売上高が減少しましたが、平成20年10月に、子会社のフジノン㈱の内視鏡事業を富士フィルム㈱に統合し、開発・マーケティング機能の一元化を行うなど、事業拡大に向けた取組みを強化しております。アスタリフトシリーズなどの化粧品を中心としたヘルスケア製品は、販売窓口の拡充とTVCMの効果などにより販売が大幅に増加しました。また、富山化学工業㈱は、有力新薬候補の早期販売を目指し、富士フィルム㈱と連携して開発を進めております。

グラフィックシステム事業は、出版物の減少、新聞紙面削減、及び為替円高などにより売上高が減少しました。今後は、平成20年11月に欧米で販売を開始したワイドフォーマットインクジェットシステム「Acuity advance」の販売地域を順次拡大していくなど、成長分野であるデジタルプリンティング分野における拡販をより一層強化してまいります。

フラットパネルディスプレイ材料事業は、第2四半期連結会計期間までは「フジタック」「WVフィルム」の販売が順調に推移しましたが、平成20年9月以降のパネルメーカーの急激な生産調整の影響を受け、売上高が減少しました。このフラットパネルディスプレイ市場は、短期的な市場環境は厳しいものの、中長期的には成長市場であり、今後も引き続き効率化を推進するとともに、高機能フィルムなどの新製品の投入により、拡販を図ってまいります。

記録メディア事業は、主力のデータメディアの最大市場である米国の経済状況悪化と為替円高などの影響を受け、売上高が減少しました。

情報・産業機材事業は、光学デバイス分野で、第2四半期連結会計期間まではカメラ付き携帯電話の高画素化、高付加価値化が進む中、小型・軽量・高画質でオートフォーカス化・ズーム化に対応したカメラ付き携帯電話用レンズユニットが市場で高く評価され、販売が伸びましたが、第3四半期連結会計期間に入り受注の減少などの影響を受け、売上高が減少しました。

本部門の売上高は、為替円高、及び第2四半期連結会計期間まで順調であったフラットパネルディスプレイ材料の販売が液晶関連市場の急速な悪化による影響を受け、販売が減少したことなどにより、196,429百万円（前年同期比28.4%減）となりました。営業損失は、12,805百万円（前年同期営業利益38,485百万円）となりました。為替が円高に推移したこと、及び世界的な景気後退による販売数量の減少などの影響を受けました。

③ ドキュメント ソリューション部門

オフィスプロダクト事業は、国内においては、需要減少によりモノクロ機の販売は減少しましたが、高速カラスキャン機能を搭載した低価格カラーデジタル複合機「DocuCentre C2101」に加え、平成20年11月から発売の中小規模オフィスの電子化ニーズに対応した「DocuCentre C1101」の好調な販売によりカラー機の販売台数は大きく増加し、販売台数全体も増加しました。一方、アジア地域及び米国ゼロックス社向け輸出においては、景気後退の影響により、カラー機・モノクロ機ともに販売台数が減少に転じました。

オフィスプリンター事業は、国内においては、モノクロレーザープリンター「DocuPrint 205/255/305」の好調な販売により自社ブランド商品の販売台数は増加しましたが、OEM向けの出荷台数は景気後退による需要減少により大幅に減少しました。アジア地域については、カラー機・モノクロ機ともに販売台数は若干の減少に転じましたが、米国ゼロックス社向け輸出においては、モノクロ機の出荷が大幅に増加し出荷台数全体では前年並みとなりました。

プロダクションサービス事業は、国内においては、モノクロ・オンデマンドパブリッシングシステム「4112 / 4127 Light Publisher」、グラフィックアーツ市場向けカラー複合機「DocuColor 1257 GA」やライトプロダクションカラー市場向けの新商品「700 Digital Color Press」及び「DocuColor 5151 P」の好調な立ち上がりにより販売台数が増加しました。アジア地域においては、販売が減少しましたが、米国ゼロックス社向け輸出においては、「700 Digital Color Press」の好調な出荷により出荷台数が大幅に増加しました。

グローバルサービス事業は、お客様の業務プロセスの改善に向けたコンサルティングやドキュメント管理業務全般の運用等を行うドキュメントアウトソーシングビジネスが引き続き伸長しました。

本部門の売上高は、世界的な景気後退による需要減少や、米ドル、アジア・オセアニア通貨の急激な為替円高に伴うマイナスインパクトの拡大などにより、264,067百万円（前年同期比12.8%減）、営業利益は16,978百万円（前年同期比35.0%減）となりました。

事業の所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

① 日本

インフォメーション ソリューション部門及びドキュメント ソリューションの売上減少等により売上高は324,297百万円、営業損失は7,207百万円となりました。

② 米州

イメージング ソリューション部門の売上減少及び為替円高などの影響により売上高は103,173百万円、営業損失は1,006百万円となりました。

③ 欧州

イメージング ソリューション部門の売上減少及び為替円高などの影響により売上高は64,071百万円、営業利益は3,148百万円となりました。

④ アジア等

ドキュメント ソリューション部門の売上減少及び為替円高などの影響により売上高は74,134百万円、営業利益は5,628百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」と記述します。）は、第2四半期連結会計期間末より78,863百万円減少し、当第3四半期連結会計期間末におきましては239,926百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は13,425百万円となり、前第3四半期連結会計期間と比較して支出が増加しておりますが、これは四半期純損失となったこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用した資金は12,865百万円となり、前第3四半期連結会計期間と比較して支出が減少しておりますが、これは有価証券・投資有価証券等の売却・満期償還が増加したこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は30,084百万円となり、前第3四半期連結会計期間と比較して支出が増加しておりますが、これは短期債務の増加（純額）が少なかったこと等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当面の対処すべき課題の内容

当社グループは、現在を「第二の創業」と位置づけ、中期経営計画VISION75の基本戦略に基づき、以下の2点を重点的に推進しております。

- ・「成長戦略のさらなる推進」のために、重点事業分野への投資を強化する。
- ・「強靱な企業体質の実現」のために、スリム&ストロング活動を推進し、グループ全体を対象としたコスト改革による製造原価や販売費及び一般管理費の低減、研究開発費の効率使用を迅速果断に進める。

一方で、世界的な景気減速にともなう需要の減少、為替市場における急激な円高などにより、当社グループも厳しい経営環境に直面しております。上記成長戦略及びスリム&ストロング活動の推進に加え、世界規模での経済構造急変に対応するため、緊急対策として全グループをあげて、原価低減、販管費の削減、設備投資の抑制、在庫圧縮など全事業にわたる固定費低減・採算改善策を推進しております。企業体質の抜本的な見直しを行い、逆境の中でもしっかりと利益の出せる企業体質への変革を目指しております。

上記の他に、当第3四半期連結会計期間におきましては、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに発生した課題はありません。

会社の支配に対する基本方針について

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

株主の皆様から経営を負託された当社取締役会は、その負託にお応えすべく、平素から当社の財務及び事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を図ることがその責務であると考えております。

他方、当社の財務及び事業の方針の決定に関する支配権の交代を意図する者（以下「買収提案者」といいます。）が出現した場合には、そのような者を受け入れるか否かの最終的な判断は、株主の皆様が委ねられるべきものと考えております。しかしながら、買収提案者の行う提案が当社の企業価値を最大限に反映しているものか否かを適切に判断することは必ずしも容易ではありません。したがって、当社取締役会は、買収提案者の提案について、

その提案がなされた時点における株主の皆様が十分な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）が行えるように、必要な情報の提供と相当な検討期間を確保するための合理的なルールを予め策定し、これによって、株主の皆様が当社の企業価値の最大化された利益を享受できるようにすることが、当社取締役会の責務と考えております。もとより、かかるルールは、取締役が自己の保身を図るなど、当社取締役会による恣意的判断の入る余地のない公正で透明性の高いものでなければならないと考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記基本方針の実現のために、中期経営計画VISION75に基づく諸施策に取組み、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

i) 株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）導入の目的

上記のとおり、当社は、当社に対する買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断は、株主の皆様が委ねられるべきものであると考えています。その場合に、株主の皆様がインフォームド・ジャッジメントを行えるようにするための適正ルールの導入が必要であると考え、当社は、平成19年3月30日開催の取締役会において、買収提案者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを明確かつ具体的に示した「株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）」（以下「本ルール」といいます。）の導入を決定いたしました。本ルールは、代替案の検討を含め、当社取締役会が買収提案を検討するために必要な情報と相当な期間を確保することにより、買収提案が行われた時点における株主の皆様が、その買収提案に関しインフォームド・ジャッジメントを行えるようにすること、かつ、当該判断が公正で透明性の高い手続きに基づき行えるようにすることを目的としております。

ii) 本ルールの概要

当社の株券等を15%以上取得しようとする者（買収提案者）が本ルールに定める要件（必要情報の提出と検討期間の待機）を遵守するときは、当社は、対抗措置である新株予約権の無償割当ての可否につき、その時点における株主の皆様の最終判断を求めるため、株主意思の確認手続きを行います。

当社取締役会が、当該買収提案につき、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合は、株主意思の確認手続きに進むことはありません。対抗措置である新株予約権の無償割当ての実施は、株主意思の確認手続きの結果、新株予約権の無償割当てに関し株主の皆様の賛同があった場合、又は本ルールに基づく手続きが遵守されない場合に限られます。

iii) 本ルールの有効期間

本ルールの有効期間は施行日（平成19年3月30日）から3年間とし、その更新については当社の社外取締役及び社外監査役の意見を尊重したうえで、取締役会の決議をもって行います。

iv) 新株予約権の無償割当てにより株主の皆様を与える影響等

当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議において設定する割当期日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき当社取締役会が別途定める新株予約権割当個数をもって新株予約権が無償で割り当てられます。仮に、新株予約権を保有する株主の方が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金額（発行される当社普通株式1株当たり1円）の払込みその他新株予約権の行使に係る手続きを経なければ（当社が新株予約権の取得の手続きを取り、新株予約権の取得の対価として新株予約権を保有する株主に当社の普通株式等を交付する場合を除きます。）、他の株主の方による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

④前記②及び③の取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

i)前記②の取組みについて

前記②の取組みが、上記の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、また取締役の地位の維持を目的とするものではないことは、中期経営計画VISION75に基づく諸施策の内容から明らかであると考えます。

ii)前記③の取組みについて

買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断は、公正で透明性の高い株主意思の確認手続きを通じて、買収提案が行われた時点における株主の皆様へ委ねるべきとの基本方針に沿って本ルールは設計されており、株主共同の利益を最大限に尊重するものといえます。加えて、本ルールは、当社取締役会が企業価値及び株主共同の利益の最大化のために代替案を検討しうる機会を確保するとともに、株主の皆様へインフォームド・ジャッジメントの機会を確保する仕組みになっております。

買収提案がなされた場合の本ルールに基づくこれらの手続きは、事前に客観的かつ具体的に定められており、極めて透明性の高い制度設計となっています。更に、本ルールは、当社取締役会の恣意的判断で株主意思の確認手続きを阻止したり、手続きの進行を遅延させたりできないような仕組みとなっており、取締役が自己の地位を維持することを目的として買収防衛策を発動することができないように設計されております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における当社グループの研究開発活動の金額は、48,449百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設・除却等について、重要な変更はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	514,625,728	514,625,728	東京・大阪・名古屋の各 証券取引所(市場第一部)	単元株式数100株
計	514,625,728	514,625,728	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①当社は、ストックオプション制度を採用しております。会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

a. 富士フイルムホールディングス株式会社第1ノ1回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	780個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	78,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年9月4日～ 平成30年9月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,905円 資本組入額 2,453円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社及び富士フイルム株式会社の取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円については当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」と記述します。)は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合(但し、下記(注)3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役の地位のいずれも喪失した場合

当該地位喪失日の翌日から7年間

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認又は決定日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限りです。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合など付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- ①新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
 - ②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、上記に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
 - i) 新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役の地位のいずれも喪失した場合
当該地位喪失日の翌日から7年間
 - ii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定日の翌日から15日間
 - ③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

b. 富士フイルムホールディングス株式会社第1ノ2回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	1,326個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	132,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年9月4日～ 平成30年9月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,905円 資本組入額 2,453円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円については当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」と記述します。）は、平成19年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとします。
- (2) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
- (3) 上記(2)に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、下記(注)3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記(1)に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。
 - ①新株予約権者が、任期满了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合
当該地位喪失日の翌日から7年間
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定日の翌日から15日間
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限りです。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合など付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- ①新株予約権者は、平成19年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとします。
 - ②新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
 - ③上記②に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記①に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。
 - i)新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合
当該地位喪失日の翌日から7年間
 - ii)当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定日の翌日から15日間
 - ④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

c. 富士フイルムホールディングス株式会社第1ノ3回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	1,706個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	170,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,976円
新株予約権の行使期間	平成21年7月28日～ 平成29年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,976円 資本組入額 2,488円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」と記述します。）に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用します。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行うなど付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。更に、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- ※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
- 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

d. 富士フイルムホールディングス株式会社第2ノ1回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成20年8月28日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	1,466個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	146,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年10月2日～ 平成31年10月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,680円 資本組入額 1,340円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり2,679円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,679円については当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」と記述します。）は、平成20年度決算において当社業績目標である連結営業利益1,600億円以上又は連結当期純利益800億円以上のいずれかを達成した場合に新株予約権を行使することができるものとします。
- (2) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
- (3) 上記(2)に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、下記(注)3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記(1)に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。
 - ①新株予約権者が、任期满了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合
当該地位喪失日の翌日から7年間
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定日の翌日から15日間
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限りです。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合など付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- ①新株予約権者は、平成20年度決算において当社業績目標である連結営業利益1,600億円以上又は連結当期純利益800億円以上のいずれかを達成した場合に新株予約権を行使することができるものとします。
 - ②新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
 - ③上記②に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記①に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。
 - i)新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合
当該地位喪失日の翌日から7年間
 - ii)当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定日の翌日から15日間
 - ④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

e. 富士フイルムホールディングス株式会社第2ノ2回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成20年8月28日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	1,826個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	182,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,981円
新株予約権の行使期間	平成22年8月29日～ 平成30年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,981円 資本組入額 1,491円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」と記述します。）に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用します。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行うなど付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。更に、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- ※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
- 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

②旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

転換社債型新株予約権付社債（平成18年4月5日発行）

新株予約権付社債の名称	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
富士写真フイルム株式会社2011年満期A号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～ 平成23年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,291円 資本組入額 2,646円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
	新株予約権付社債の残高	50,797百万円

新株予約権付社債の名称	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
富士写真フイルム株式会社2011年満期B号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～ 平成23年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,291円 資本組入額 2,646円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
	新株予約権付社債の残高	51,429百万円

新株予約権付社債の名称	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
富士写真フイルム株式会社2013年満期A号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～ 平成25年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,773円 資本組入額 1,887円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
	新株予約権付社債の残高	50,726百万円

新株予約権付社債の名称	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
富士写真フイルム株式会社2013年満期B号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～ 平成25年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,773円 資本組入額 1,887円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
	新株予約権付社債の残高	51,099百万円

(注) 1 新株予約権が行使された場合に交付すべき当社の普通株式の総数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額（以下「転換価額」と記述します。）で除した数とします。但し、行使によって生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないこととします。なお、転換価額は次のとおり修正されます。

(1) 転換価額は、（2011年満期A号及びB号新株予約権付社債の場合）平成21年3月31日及び平成22年3月31日又は（2013年満期A号及びB号新株予約権付社債の場合）平成20年9月30日、平成21年9月30日、平成22年9月30日、平成23年9月30日及び平成24年9月30日（以下それぞれを「修正日」と記述します。）の翌日以降、各修正日まで（当日を含みます。）の10連続取引日（但し、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」と記述します。）のない日は除き、修正日が取引日でない場合には、修正日の直前の取引日までの10連続取引日とします。）の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げます。以下「修正日価額」と記述します。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正日価額が3,770円（以下「下限転換価額」と記述します。但し、下記(2)による調整を受けます。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とします。なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日は含みません。

(2) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除きます。）の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含みます。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

(3) 上記(1)、(2)に従い、平成20年8月28日の取締役会において決議されたストックオプション発行に伴い、同年10月2日に2011年満期A号及びB号新株予約権付社債の転換価額及び下限転換価額はそれぞれ5,274.0円及び3,767.1円に調整され、2013年満期A号及びB号新株予約権付社債の転換価額及び下限転換価額は共に3,767.1円に調整されております。

(注) 2 本社債の繰上げ償還の場合、償還日の東京における3営業日前の日まで、本社債の買入消却の場合、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとします。

なお、当社普通株式の終値が5連続取引日にわたり当該各取引日に適用のある転換価額の115%を上回った場合、当社は本社債権者に対して当該5連続取引日の末日から10営業日以内に30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、繰上げ償還を選択することができます。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	514,625,728	—	40,363	—	63,636

(5) 【大株主の状況】

当社は、当第3四半期会計期間において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を15,780千株取得したこと等により、平成20年12月25日付で大量保有報告書を提出しております。平成20年12月31日現在、自己株式の保有は次のとおりであります。

平成20年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
富士フィルムホールディングス株式会社	東京都港区西麻布二丁目26-30	25,971	5.04

平成21年1月9日付で野村証券株式会社及び同社グループ2社から提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成20年12月29日現在の同社グループ3社が保有する当社株式は6,121千株である旨報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として当第3四半期会計期間末現在における実質所有株式数は確認できておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,193,400	—	単元株式数100株
	(相互保有株式) 普通株式 146,400	—	同上
完全議決権株式(その他) (注) 1	普通株式 503,810,900	5,038,089	同上
単元未満株式 (注) 2	普通株式 475,028	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	514,625,728	—	—
総株主の議決権	—	5,038,089	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。また、議決権の数(個)の中には、同社名義の完全議決権株式に係る議決権数(20個)は含まれておりません。

2 単元未満株式には以下が含まれております。

相互保有株式—大東化学株式会社所有10株、自己株式—当社所有68株

② 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 富士フイルムホールディングス株式会社	東京都港区 西麻布二丁目26—30	10,193,400	—	10,193,400	1.98
(相互保有株式) 大東化学株式会社	東京都中央区日本橋 本石町四丁目4—20	146,400	—	146,400	0.03
計	—	10,339,800	—	10,339,800	2.01

(注) 上記のほか、当社は平成20年12月31日現在、15,777,800株（議決権の数157,778個）を実質的に所有しております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	4,320	4,210	4,130	3,680	3,570	3,150	2,755	2,425	2,325
最低(円)	3,580	3,700	3,630	3,300	3,000	2,680	1,746	1,985	1,822

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」と記述します。）第93条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

区分	注記 番号	当第3四半期連結会計期間 末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末に係 る要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
資産の部					
I 流動資産					
1	現金及び 現金同等物	注9	239,926		330,926
2	有価証券	注9	23,727		14,936
3	受取債権				
	(1)営業債権及び リース債権		494,245	584,349	
	(2)関連会社等に 対する債権		22,776	28,461	
	(3)貸倒引当金		△15,316	△15,950	596,860
4	棚卸資産	注3	416,453		416,827
5	前払費用及び その他の流動資産	注9	189,443		152,403
	流動資産合計		1,371,254		1,511,952
II 投資及び長期債権					
1	関連会社等に 対する投資及び 貸付金	注4	48,712		50,737
2	投資有価証券	注9	152,756		234,684
3	長期リース債権 及びその他の 長期債権	注9	106,341		133,543
4	貸倒引当金		△3,633		△4,109
	投資及び 長期債権合計		304,176		414,855
III 有形固定資産					
1	土地		96,878		101,492
2	建物及び構築物		661,588		673,175
3	機械装置及び その他の有形 固定資産		1,658,540		1,709,104
4	建設仮勘定		53,155		57,139
			2,470,161		2,540,910
5	減価償却累計額		△1,756,097		△1,764,543
	有形固定資産合計		714,064		776,367
IV その他の資産					
1	営業権		326,089		326,777
2	その他の無形固定 資産		78,574		91,689
3	その他		149,307		144,744
	その他の資産合計		553,970		563,210
資産合計			2,943,464		3,266,384

		当第3四半期連結会計期間 末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末に係 る要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
負債の部					
I 流動負債					
1 社債及び 短期借入金			78,633		113,797
2 支払債務					
(1) 営業債務		233,611		278,950	
(2) 設備関係債務		36,846		58,654	
(3) 関連会社等に 対する債務		4,678	275,135	5,210	342,814
3 未払法人税等			16,026		41,636
4 未払費用			150,255		189,741
5 その他の流動負債	注9		63,058		66,643
流動負債合計			583,107		754,631
II 固定負債					
1 社債及び 長期借入金			254,839		256,213
2 退職給付引当金			96,432		111,942
3 預り保証金及び その他の固定負債	注9		88,180		92,253
固定負債合計			439,451		460,408
少数株主持分			122,271		128,992
契約債務及び 偶発債務	注7				
資本の部					
I 資本金					
普通株式					
発行可能株式総数 800,000,000株					
発行済株式数 514,625,728株					
			40,363		40,363
II 資本剰余金					
III 利益剰余金					
IV その他の包括利益 (△損失)累積額					
V 自己株式(取得原価)					
当第3四半期連結会計 期間末 26,015,162株					
前連結会計年度末 10,228,426株					
資本合計	注6		1,798,635		1,922,353
負債・少数株主持分 及び資本合計			2,943,464		3,266,384

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

		当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
I 売上高			
1 売上高		1,614,331	
2 レンタル収入		289,830	1,904,161
II 売上原価			
1 売上原価		1,039,828	
2 レンタル原価		121,149	1,160,977
売上総利益			743,184
III 営業費用			
1 販売費及び 一般管理費		516,490	
2 研究開発費		144,156	660,646
営業利益			82,538
IV 営業外収益及び 費用(△)			
1 受取利息及び配当金		8,845	
2 支払利息		△5,667	
3 為替差損益・純額		△24,186	
4 その他損益・純額		△5,185	△26,193
税金等調整前四半期 純利益			56,345
V 法人税等			24,511
少数株主損益及び 持分法による 投資損益前利益			31,834
VI 少数株主損益			△6,541
VII 持分法による投資損益			4,161
四半期純利益			29,454

1株当たり四半期純利益	58.64円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	56.04円
1株当たり現金配当	17.50円

【第3四半期連結会計期間】

		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
I 売上高			
1 売上高		473,171	
2 レンタル収入		92,504	565,675
II 売上原価			
1 売上原価		316,148	
2 レンタル原価		39,434	355,582
売上総利益			210,093
III 営業費用			
1 販売費及び 一般管理費		160,379	
2 研究開発費		48,449	208,828
営業利益			1,265
IV 営業外収益及び 費用(△)			
1 受取利息及び配当金		2,488	
2 支払利息		△1,835	
3 為替差損益・純額		△24,546	
4 その他損益・純額		△2,764	△26,657
税金等調整前四半期 純損失			△25,392
V 法人税等			△8,848
少数株主損益及び 持分法による 投資損益前損失			△16,544
VI 少数株主損益			△690
VII 持分法による投資損益			1,306
四半期純損失			△15,928

1株当たり四半期純損失	△31.99円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純損失	△31.99円
1株当たり現金配当	—

		当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
III 財務活動による キャッシュ・フロー			
1 長期債務による調達額			7,236
2 長期債務の返済額			△39,426
3 短期債務の増加(純額)			2,140
4 親会社による配当金 支払額			△17,655
5 少数株主への配当金 支払額			△6,232
6 自己株式の取得(純額)			△35,002
財務活動による キャッシュ・フロー			△88,939
IV 為替変動による現金 及び現金同等物への影響			△22,001
V 現金及び現金同等物純減少			△91,000
VI 現金及び現金同等物 期首残高			330,926
VII 現金及び現金同等物 四半期末残高			239,926

四半期連結財務諸表に対する注記

1 経営活動の概況

当社は、イメージング、インフォメーション及びドキュメントの分野において、事業展開を行っております。イメージング ソリューションではカラーフィルム、デジタルカメラ、フォトフィニッシング機器、写真プリント用のカラーペーパー・薬品等の開発、製造、販売、サービスを行っております。インフォメーション ソリューションではメディカルシステム・ライフサイエンス機材、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、光学デバイス、電子材料、インクジェット用材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメント ソリューションではオフィス用複写機・複合機、プリンター、プロダクションサービス関連商品、用紙、消耗品、オフィスサービス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。当社は世界各国で営業活動を行っており、海外売上高は約55%を占め、北米、欧州及びアジアが主要市場であります。主な生産拠点は日本、米国、ブラジル、ドイツ、オランダ、シンガポール及び中国に所在しております。

2 重要な連結会計方針の概要

当四半期連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準(米国会計調査公報、米国会計原則審議会意見書及び米国財務会計基準審議会基準書(以下、「財務会計基準書」と記述します)等)に基づいて作成されております。

当社は1970年のユーロドル建て転換社債発行に係る約定により、以後、米国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準による連結財務諸表(米国式連結財務諸表)を作成し、開示しております。また、当社の米国預託証券は1971年以来、NASDAQにアン・スポンサードとして上場されております。当社は1934年米国証券取引所法に基づく米国証券取引委員会規則12g3-2(b)の適用を認められ、年次報告書様式20-Fの米国証券取引委員会への提出を免除されております。また、同12g3-2(f)により、米国式連結財務諸表を含むアニュアルレポート等のウェブサイトによる公告を認められております。

我が国における会計処理の原則及び手続並びに表示方法と当社が採用している、米国で一般に公正妥当と認められている会計処理の原則及び手続並びに表示方法との主要な相違の内容は次のとおりであり、金額的に重要なものについては、我が国の基準に基づいた場合の税金等調整前四半期純利益(損失)に対する影響額を開示しております。かかる影響額は実務上の困難性等から概算であります。

(イ)連結の範囲及び持分法の適用は、米国会計調査公報第51号、財務会計基準書解釈指針第46号(改訂版)、財務会計基準書第94号及び米国会計原則審議会意見書第18号に基づいております。

(ロ)財務会計基準書第13号に基づき、借手のリース取引に関しては、ある一定の条件に該当する場合はキャピタル・リースとし、最低リース料支払総額の現在価値又はリース資産の公正価値を有形固定資産及び借入金に計上しております。また、貸手のリース取引に関しては、ある一定の条件に該当する場合は資産の販売取引として処理し、リース資産は貸借対照表から除外しております。

(ハ)剰余金の配当は、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間に対応する事業期間に係る剰余金の配当による方法(繰上方式)を採用しております。

(ニ)広告宣伝目的で支出した金額は、米国公認会計士協会参考意見書第93-7号に基づき、「販売費及び一般管理費」として発生時に費用処理しております。当該会計処理による当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間への影響額は重要性がありません。

(ホ)財務会計基準書第87号、第132号(改訂版)及び第158号に基づき、年金数理計算による退職給付費用を計上し、開示しております。また、財務会計基準書第88号に基づき、退職給付制度の清算及び縮小の会計処理を行っております。当該会計処理による当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間の影響額はそれぞれ約7,728百万円(利益)及び約3,084百万円(利益)であります。

(ヘ)デリバティブについては、財務会計基準書第133号(一部改訂)を適用しております。

(ト)財務会計基準書第130号に基づき、包括利益(損失)を開示しております。包括利益(損失)は四半期純利益(損失)、有価証券未実現損益の増減、為替換算調整額の増減、年金負債調整額の増減及びデリバティブ未実現損益の増減から構成されております。

- (チ)四半期連結損益計算書上、持分法による投資損益は、「持分法による投資損益」として区分表示しております。
- (リ)財務会計基準書第115号に基づき、有価証券の公正価値の下落が一時的でない認められた場合には、当該銘柄の公正価値により帳簿価額を付け替えて取得原価を修正する減損処理を行い、同一連結会計年度において、公正価値が回復した場合でも取得原価を変更しておりません。当該会計処理による当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間への影響額は約529百万円(利益)であります。
- (ヌ)財務会計基準書第131号に基づき、オペレーティングセグメント及び地域別セグメント情報を開示しております。
- (ル)財務会計基準書第142号に基づき、営業権及び存続期間に限りがないその他の無形固定資産は償却せず、毎年減損の有無を検討しており、必要に応じて減損処理を行っております。当該会計処理による当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間の影響額は、それぞれ約12,036百万円(利益)及び約3,688百万円(利益)であります。
- (ヲ)財務会計基準書第143号に基づき、有形固定資産の特定の除却債務及び除却費用の会計処理を行っております。当該会計処理による当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間への影響額は重要性がありません。
- (ワ)将来の休暇について従業員が給付を受け取れる権利に対し、財務会計基準書第43号及び緊急問題特別委員会基準書06-2号に基づき、未払債務を計上しております。当該会計処理による当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間への影響額は重要性がありません。
- (カ)財務会計基準書157号に基づき、金融資産及び金融負債の公正価値について開示しております。
- (ヨ)四半期連結貸借対照表上、譲渡性預金は現金及び現金同等物に含めて表示しております。
- (タ)四半期連結貸借対照表上、少数株主持分は負債の部と資本の部の間に独立項目として表示しております。

上記の修正事項を反映した後の主要な会計方針は次のとおりであります。

(1) 連結の方針及び関連会社等に対する持分法の適用

当四半期連結財務諸表は、当社及び当社が直接的又は間接的に支配している子会社の財務諸表を含んでおり、連結会社間の重要な取引及び勘定残高はすべて消去しております。

当社が、直接又は間接にその議決権の20%から50%を保有し、重要な影響を及ぼし得る関連会社(以下、関連会社等と記述します。)に対する投資額は持分法により評価しております。四半期純利益(損失)には、未実現利益消去後のこれら関連会社等の四半期純損益のうち、当社持分が含まれております。

(2) 見積の使用

米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて四半期連結財務諸表を作成するために、当社の経営陣は必要に応じて仮定と見積を行って財務諸表や注記に記載された金額を算出しております。

それらの仮定と見積は、受取債権、棚卸資産及び繰延税金資産の評価、有形固定資産及び無形固定資産の評価、耐用年数及び償却方法、並びに年金数理計算による従業員年金債務の見積に係る仮定等といった重要性のある項目を含んでおります。実際の結果がこれらの見積と異なることもあり得ます。

(3) 外貨換算

当社の海外子会社は、原則として現地通貨を機能通貨として使用しており、これら外貨建財務諸表の円貨への換算は、資産及び負債は貸借対照表日の為替相場により、また収益及び費用は期中平均為替相場により行われており、換算により生じた換算差額は為替換算調整額として資本の部の独立項目であるその他の包括利益(損失)累積額に含めて表示しております。

外貨建金銭債権債務は貸借対照表日の為替相場により換算しており、換算によって生じた換算差額は損益に計上しております。

(4) 製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、その製品保証期間は一般的に顧客の購入日より一年間であります。製品保証及びアフターサービスに関する見積費用は、関連する収益が認識された時点で計上しております。製品保証債務の見積金額は、過去の実績に基づいて算出しております。

(5) 1株当たり四半期純利益(損失)

1株当たり四半期純利益(損失)は当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間の加重平均発行済株式数に基づいて計算しております。潜在株式調整後の1株当たりの四半期純利益は、すべての転換社債型新株予約権付社債が普通株式に転換されたものとみなした希薄化効果、及びストックオプションが行使された場合に発行される追加株式の希薄化効果を含んでおります。

当社は、希薄化効果を有しないため潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の計算より除いているものの、将来において1株当たり四半期純利益を希薄化させる可能性のある発行済のストックオプションを当第3四半期連結会計期間末において499,800株有しております。

(6) 組替再表示

前連結会計年度の連結財務諸表及び注記を当第3四半期連結会計期間末の表示にあわせて組替再表示しております。

(7) 新会計基準

平成18年9月に、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第157号「公正価値の測定」を発行しました。財務会計基準書第157号は、公正価値を定義し、市場本位の公正価値を測定するための枠組みを確立するとともに、公正価値の測定に関する開示を拡大しております。財務会計基準書第157号は、平成19年11月15日より後に始まる会計年度から適用となります。また平成20年2月に発行された米国財務会計基準審議会職員意見書 基準書第157-2号「財務会計基準書第157号の適用日」では、経常的に公正価値による認識又は開示がなされているもの以外の全ての非金融資産及び非金融負債については公正価値の測定に関する開示を平成20年11月15日より後に始まる会計年度から適用できるとされております。当社においては平成20年4月1日より始まる会計年度から財務会計基準書第157号及び米国財務会計基準審議会職員意見書 基準書第157-2号を適用し、金融資産及び金融負債について公正価値を開示しております。財務会計基準書第157号が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

平成19年2月に、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第159号「金融資産及び金融負債に関する公正価値の選択－財務会計基準書第115号の改訂を含む」を発行しました。財務会計基準書第159号は、特定の金融資産及び金融負債を公正価値で測定することを選択できることを規定しており、公正価値を選択した項目に関する未実現損益は各会計年度の損益に計上されることとなります。財務会計基準書第159号は、平成19年11月15日より後に開始する会計年度より適用され、当社においては平成20年4月1日より始まる会計年度から適用しております。当社は、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間において、公正価値オプションを選択しておりません。従って、財務会計基準書第159号が当社の経営成績及び財政状態に与える影響はありません。

3 棚卸資産

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	当第3四半期連結 会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
製品・商品	258,675	262,477
半製品・仕掛品	76,859	70,631
原材料・貯蔵品	80,919	83,719
	<u>416,453</u>	<u>416,827</u>

4 関連会社等に対する投資

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における持分法適用の関連会社等に対する投資はそれぞれ41,703百万円及び43,381百万円であります。これらの関連会社は主にイメージング、インフォメーション及びドキュメントソリューション事業の業務を行っております。当社の持分法適用の関連会社等の経営成績は次のとおりであります。

	当第3四半期 連結累計期間 (百万円)	当第3四半期 連結会計期間 (百万円)
売上高	230,100	80,713
四半期純利益	9,093	3,169

5 退職給付制度

当第3四半期連結累計期間において、当社の一部の子会社で、適格退職年金制度の清算及び縮小が発生しております。この退職給付制度の清算及び縮小に伴い1,213百万円を退職給付費用に含めて処理しております。

退職給付費用の内訳

確定給付型退職給付制度の当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間における退職給付費用の内訳は次のとおりであります。

	当第3四半期 連結累計期間 (百万円)	当第3四半期 連結会計期間 (百万円)
退職給付費用の内訳：		
勤務費用	16,624	6,133
利息費用	10,698	3,343
期待運用収益	△12,383	△3,810
数理計算上の差異の償却額	3,443	1,185
過去勤務債務の償却額	△1,427	△494
会計基準変更時差異の償却額	274	95
制度清算及び縮小による損失	1,213	—
退職給付費用	18,442	6,452

6 包括利益(損失)

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における連結貸借対照表上のその他の包括利益(損失)累積額の内訳は次のとおりであります。

	当第3四半期連結 会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
有価証券未実現損益	△3,944	18,172
為替換算調整額	△107,860	△17,599
年金負債調整額	△61,245	△63,638
デリバティブ未実現損益	54	△106
	△172,995	△63,171

当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間における包括損失の内訳は次のとおりであります。

	当第3四半期 連結累計期間 (百万円)	当第3四半期 連結会計期間 (百万円)
四半期純利益(△損失)	29,454	△15,928
その他包括利益(△損失)		
有価証券未実現損益変動額	△22,116	△13,985
為替換算調整額	△90,261	△87,618
年金負債調整額	2,393	399
デリバティブ未実現損益変動額	160	113
包括損失	△80,370	△117,019

7 契約債務及び偶発債務

債務保証

当社は、他者の特定の負債及びその他債務について保証しております。当第3四半期連結会計期間末において、保証に基づいて当社が将来支払う可能性のある割引前の金額は最大で28,931百万円であり、そのうち、金融機関に対する従業員の住宅ローンの保証が21,467百万円であります。従業員が支払不能な状態に陥った場合は、当社及び一部の子会社は従業員に代わり不履行の住宅ローンを支払う必要があります。一部の保証については従業員の財産により担保されており、その金額は21,401百万円であります。住宅ローン保証の期間は、1年から26年であります。当第3四半期連結会計期間末において、保証に対して債務計上している金額は重要性がありません。

購入契約、その他の契約債務及び偶発債務

当第3四半期連結会計期間末における契約債務残高は主として有形固定資産の建設及び購入に関するものであり、その金額は58,380百万円であります。当第3四半期連結会計期間末における当社が銀行に対して負っている割引手形に関する偶発債務は、3,604百万円であります。

事業の性質上、当社は種々の係争案件や当局の調査に係わっております。当社は環境問題、訴訟、当局による調査等、将来に生じる可能性が高く、かつ、損失金額が合理的に見積可能な偶発事象がある場合は、必要な引当を計上しております。これらの損失金額は現時点では確定しておりませんが、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼすものではないと考えております。

製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、これら製品保証期間は一般的に製品購入日より一年間であります。当社の製品保証引当金増減の明細は、次のとおりであります。

	当第3四半期 連結累計期間 (百万円)	前連結会計年度 (百万円)
引当金期首残高	8,410	9,670
期中引当金繰入額	8,856	15,985
期中目的取崩額	△8,507	△16,369
失効を含むその他増減	△1,184	△876
引当金期末残高	7,575	8,410

8 1株当たり四半期純利益(損失)

1株当たり四半期純利益(損失)及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益(損失)の計算は次のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間は、潜在株式は存在するものの四半期純損失を計上しており希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純損失の計算には含めておりません。

	当第3四半期 連結累計期間 (百万円)	当第3四半期 連結会計期間 (百万円)
四半期純利益(△損失)	29,454	△15,928
希薄化効果のある証券：		
2011年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	288	—
2011年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	342	—
2013年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	276	—
2013年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	345	—
潜在株式調整後四半期純利益(△損失)	30,705	△15,928
	当第3四半期 連結累計期間 (株)	当第3四半期 連結会計期間 (株)
平均発行済株式数	502,245,847	497,950,519
希薄化効果のある証券：		
2011年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	9,480,470	—
2011年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	9,480,470	—
2013年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	13,272,809	—
2013年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	13,272,809	—
ストックオプション	170,308	—
潜在株式調整後発行済株式数	547,922,713	497,950,519
	当第3四半期 連結累計期間 (円)	当第3四半期 連結会計期間 (円)
1株当たり四半期純利益(△損失)	58.64	△31.99
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益(△損失)	56.04	△31.99

9 公正価値の測定

財務会計基準書第157号は、公正価値の定義を「市場参加者の間での通常の取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、又は負債を移転するために支払うであろう価格」とした上で、公正価値を、その測定のために使われるインプットの観察可能性に応じて3つのレベルに区分することを規定しております。各レベルの内容は次のとおりであります。

レベル1：活発な市場における同一資産又は同一負債の調整不要の相場価格

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外の、直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いた公正価値

レベル3：観察不能なインプットを用いた公正価値

当社が経常的に公正価値で評価している金融資産及び金融負債は、現金同等物（譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー等）、有価証券（社債）、投資有価証券（国債及び外国政府債、社債、上場株式、投資信託等）、デリバティブ資産及び負債であります。当第3四半期連結会計期間末における内訳は次のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
資産				
現金同等物	1,500	28,384	—	29,884
有価証券	—	23,727	—	23,727
投資有価証券	93,562	49,822	—	143,384
デリバティブ資産	—	11,280	—	11,280
負債				
デリバティブ負債	—	2,943	—	2,943

レベル1に含まれる投資有価証券は、主に国債、上場株式、投資信託であり、レベル2に含まれるのは、主に外国政府債、社債、投資信託等であります。

当第3四半期連結累計期間におけるレベル3の増減は次のとおりであります。

	期首残高 (百万円)	実現利益 (百万円)	未実現利益 (百万円)	購入及び売却 (百万円)	他レベルへの(か)の振替 (百万円)	期末残高 (百万円)
投資有価証券	2,548	803	△538	△2,813	—	—

当第3四半期連結会計期間におけるレベル3の増減は次のとおりであります。

	期首残高 (百万円)	実現利益 (百万円)	未実現利益 (百万円)	購入及び売却 (百万円)	他レベルへの(か)の振替 (百万円)	期末残高 (百万円)
投資有価証券	2,705	803	△695	△2,813	—	—

レベル3に含まれる投資有価証券売却による実現利益は、四半期連結損益計算書上、営業外収益及び費用の「その他損益・純額」に含めて表示しております。

10 事業買収

当第3四半期連結累計期間に、当社は主に販売経路強化及び特定の製品に関する技術開発を目的に、日本、米国、アジアで事業買収を行いました。これらに投資した金額は、買収資産に含まれる現金及び現金同等物控除後で4,139百万円であり、それぞれの事業買収はパーチェス法で会計処理しております。これらの事業買収に伴う条件付支払、行使しうるオプション及び未確定の契約は重要性がありません。買収価額のうち取得した純資産の見積公正価値を超過する額は、営業権として計上しており、これらは主として税務上損金算入することはできません。

買収によって取得した事業の取得日以降の経営成績については、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書に含まれております。当社が買収によって取得した事業の経営成績は個別でも合計でも、当社の経営成績に重要な影響を与えないため、経営成績に関するプロフォーマ情報は開示しておりません。

当第3四半期連結会計期間において、当社、大正製薬(株)、富山化学工業(株)の三社における富山化学工業(株)の「医療用医薬品事業」の強化を中心とする戦略的資本・業務提携の基本合意にもとづき、当社が所有する富山化学工業(株)の株式の一部を大正製薬(株)に譲渡し、最終的な保有比率及び買収価額の配分が確定しました。

富山化学工業(株)の買収価額の配分は買収時の暫定的な要約表より重要な変更はありません。

なお、富山化学工業(株)の経営成績は当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書に含まれておりますが、当社の経営成績に重要な影響を与えないため、経営成績に関するプロフォーマ情報は開示しておりません。

11 セグメント情報

(1) オペレーティングセグメント

当社のオペレーティングセグメントは以下の3つの区分であり、経営者による業績評価方法及び経営資源の配分の決定方法を反映し、製造技術、製造工程、販売方法及び市場の類似性に基づき決定しております。イメージングソリューションでは、主に一般消費者向けにカラーフィルム、デジタルカメラ、フォトフィニッシング機器、写真プリント用のカラーペーパー・薬品等の開発、製造、販売、サービスを行っております。インフォメーションソリューションでは、主に業務用分野向けにメディカルシステム・ライフサイエンス機材、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、光学デバイス、電子材料、インクジェット用材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメントソリューションでは、主に業務用分野向けにオフィス用複写機・複合機、プリンター、プロダクションサービス関連商品、用紙、消耗品、オフィスサービス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。

a. 売上高

	当第3四半期連結 会計期間 (百万円)	当第3四半期連結 累計期間 (百万円)
売上高：		
イメージングソリューション：		
外部顧客に対するもの	105,179	336,344
セグメント間取引	170	561
計	105,349	336,905
インフォメーションソリューション：		
外部顧客に対するもの	196,429	737,903
セグメント間取引	435	1,271
計	196,864	739,174
ドキュメントソリューション：		
外部顧客に対するもの	264,067	829,914
セグメント間取引	2,179	6,857
計	266,246	836,771
セグメント間取引消去	△2,784	△8,689
連結合計	565,675	1,904,161

b. セグメント損益

	当第3四半期連結 会計期間 (百万円)	当第3四半期連結 累計期間 (百万円)
営業利益(△損失)		
イメージングソリューション	△2,025	△7,949
インフォメーションソリューション	△12,805	34,407
ドキュメントソリューション	16,978	58,933
計	2,148	85,391
全社費用及びセグメント間取引消去	△883	△2,853
連結合計	1,265	82,538
その他損益・純額	△26,657	△26,193
税金等調整前四半期純利益(△損失)	△25,392	56,345

オペレーティングセグメント間取引は市場価格に基づいております。「b.セグメント損益」における全社費用は、当社のコーポレート部門に係る費用であります。

(2) 地域別セグメント情報

- a. 当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間における当社及び子会社の所在地別に分類した売上高及び地域別営業利益は次のとおりであります。

財務会計基準書第131号においては、地域別営業利益の開示は要求されておりませんが、当社は日本の金融商品取引法による開示要求を考慮し、補足情報として開示しております。

	当第3四半期連結 会計期間 (百万円)	当第3四半期連結 累計期間 (百万円)
売上高：		
日本：		
外部顧客に対するもの	324,297	1,110,953
セグメント間取引	119,015	354,294
計	443,312	1,465,247
米州：		
外部顧客に対するもの	103,173	322,493
セグメント間取引	4,508	14,454
計	107,681	336,947
欧州：		
外部顧客に対するもの	64,071	226,324
セグメント間取引	2,972	9,061
計	67,043	235,385
アジア及びその他：		
外部顧客に対するもの	74,134	244,391
セグメント間取引	85,957	257,049
計	160,091	501,440
セグメント間取引消去	△212,452	△634,858
連結合計	565,675	1,904,161
営業利益(△損失)：		
日本	△7,207	52,308
米州	△1,006	328
欧州	3,148	9,491
アジア及びその他	5,628	20,032
セグメント間取引消去	702	379
連結合計	1,265	82,538

地域別セグメント間取引は市場価格に基づいております。なお、米州における売上高の大部分は、米国において計上されているものであります。

- b. 当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間における外部顧客を所在地別に分類した売上高は次のとおりであります。

	当第3四半期連結 会計期間 (百万円)	当第3四半期連結 累計期間 (百万円)
売上高：		
日本	263,979	854,401
米州	111,212	359,391
欧州	83,487	285,280
アジア及びその他	106,997	405,089
連結合計	565,675	1,904,161

(3) 主要顧客及びその他情報

当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間において、単一顧客に対する売上高が連結売上高の10%を超えるような顧客はありません。

ドキュメント ソリューションでは少数株主に対してオフィス用複写機とその他機器を販売し、また少数株主より棚卸資産を購入しております。当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間の販売金額はそれぞれ、56,856百万円及び171,024百万円、購入金額はそれぞれ、3,510百万円及び10,158百万円であります。

少数株主とのライセンス契約その他の取引に関連して、ドキュメント ソリューションではロイヤルティ及び研究開発費等の費用を当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間でそれぞれ、3,330百万円及び10,035百万円計上し、主として研究開発受託関連費用をそれぞれ、891百万円及び1,930百万円回収しました。当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における当該少数株主に対する受取債権額はそれぞれ、44,804百万円及び46,151百万円、支払債務額はそれぞれ、5,518百万円及び5,262百万円であります。

2 【その他】

中間配当

平成20年10月30日開催の取締役会において、第113期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)の中間配当を富士フィルムホールディングス株式会社定款第37条の規定に基づき、次のとおり行うことを決議しました。

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------------|
| (1) 受領株主 | 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主 |
| (2) 支払請求権の効力発生日
並びに支払開始日 | 平成20年12月4日 |
| (3) 1株当たりの配当金 | 17円50銭 |
| (4) 中間配当金の総額 | 8,828百万円 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

富士フィルムホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒	尾	泰	則	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	猪	鼻	孝	夫	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	谷	喜	彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池	内	基	明	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士フィルムホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(四半期連結財務諸表注記2参照)に準拠して、富士フィルムホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。